

○寒川町中小企業施設整備資金特別融資要綱

平成18年4月1日

改正 平成22年11月24日

平成28年4月1日

注 平成28年4月から改正経過を注記した。

(目的)

第1条 この要綱は、町内に新たに事業所又は工場等を新設又は増設及び設備を更新又は増設する中小企業者に対し、必要な資金を融資することにより、地域経済の活性化及び中小企業の経営基盤の確立と安定を図り、もって町の経済の発展と町民生活の向上に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号に掲げる会社又は個人をいう。
- (2) 新設 町内に新たに事業所又は工場等を設置することをいう。
- (3) 増設 町内で事業を営む中小企業者が、当該事業所又は工場等を新たに拡張することをいう。
- (4) 更新 既存の設備を新しい物に改めることをいう。

(融資の対象)

第3条 中小企業施設整備資金特別融資(以下「融資」という。)を利用することができる者は、次の各号に掲げる要件を備えている者とする。

- (1) 新設、増設又は更新しようとする中小企業者で、当該企業の発行株式の総数又は出資の総額の2分の1を超えた出資が当該中小企業以外の企業から行われていない事業者
- (2) 納期限の到来した税金を完納していること。
- (3) 返済計画が確実である者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、融資を利用することができない。

(1) 融資を受け返済の完了していない者

(2) 神奈川県信用保証協会(以下「保証協会」という。)が代位弁済中又は次条の取扱金融機関が取引停止処分中の者

(3) 融資制度を不正に使用した者、その他町長が適当でないと認めた者

(平28年4月1日・一部改正)

(融資機関)

第4条 この資金の融資は、寒川町中小企業融資資金預託要綱(平成18年4月1日施行)第2条に規定する金融機関(以下「取扱金融機関」という。)が、町長から預託された資金を元に行うものとする。

(融資条件)

第5条 融資の条件は次のとおりとする。

(1) 資金使途 町内における事業所又は工場等の土地及び建物の取得費、建物の建設費及び設備費とする。

(2) 融資限度額 5000万円とし、前号の資金に係る総事業費の内、原則として80パーセントを上限とする。

(3) 融資利率 年2.3パーセント以下の固定金利とする。

(4) 融資期間 10年以内(据置期間6月以内を含む。)とする。

(5) 返済方法 原則として毎月均等割賦返済とする。ただし、繰上償還をすることができる。

(6) 担保及び保証人 取扱金融機関又は保証協会の定めるところによる。

(平28年4月1日・一部改正)

(融資の申込み)

第6条 融資を受けようとする者は、取扱金融機関指定の融資申込書に所定の事項を記入し、

取扱金融機関が必要と認める書類を添えて、取扱金融機関へ申込みをするものとする。

(平28年4月1日・旧第7条繰上)

(融資の決定)

第7条 前条の申込みを受けた取扱金融機関は、直ちに必要な調査を行い、適当と認めた場合は速やかに申込者に通知するものとする。

(平28年4月1日・旧第8条繰上・一部改正)

(取扱金融機関の責務)

第8条 取扱金融機関は、融資の実行にあたり次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 取扱金融機関と取引関係のない者に対しても融資すること。
- (2) 融資金の返済については取扱金融機関が責任を持つこと。

(平28年4月1日・旧第9条繰上)

(信用保証)

第9条 取扱金融機関は融資を受けようとする者に対し、保証協会の保証を受けさせて融資するものとする。

(平28年4月1日・旧第10条繰上)

(届出)

第10条 融資を受けた者は、住所、氏名(法人にあつては、所在地、名称又は代表者)を変更したときは、速やかに文書をもって取扱金融機関に届け出なければならない。

(平28年4月1日・旧第12条繰上・一部改正)

第11条 融資を受けた者が死亡し、若しくは所在不明となったとき又は解散したときは戸籍法(昭和22年法律第224号)による届出義務者又は清算人が、速やかに取扱金融機関に届け出なければならない。

(平28年4月1日・旧第13条繰上・一部改正)

(実施状況の調査等)

第12条 町長は、融資の実施状況に関して、必要に応じ取扱金融機関に報告を求め、又は調査することができる。

(平28年4月1日・旧第14条繰上)

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(平28年4月1日・旧第15条繰上)

附 則

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成22年11月24日)

この要綱は、平成22年11月24日から施行する。

附 則(平成28年4月1日)

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行日に従前の要綱による資金の融資残高のあるものについては、なお従前の例による。